

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決する。

平成26年1月30日

四万十町長 高瀬 満伸

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | |
|---|-------|---|------------------------|
| 1 | 相手方 | 住所 | (略) |
| | | 氏名 | (略) |
| 2 | 事故の概要 | 平成25年12月7日午前5時30分頃、町道大奈路中津川線を自動車で走行中、開閉式道路側溝鋼製蓋が開いた状態であったが、気づかずに進入し、車体を損傷したものの。 | |
| 3 | 損害賠償金 | 金 | 134,652円
内訳（車両修理費用） |